

サイクリングイベント支援事業補助金交付要綱

公益財団法人宮崎県観光協会

(趣旨)

第1条 公益財団法人宮崎県観光協会（以下「協会」という。）は、民間主体のサイクリングイベント等が県内各地で催されることによる観光誘客を図るため、事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の要件)

第2条 前条の補助金は、県内で行う次の要件を満たす自転車を用いたイベント等（以下「イベント等」という。）を実施する団体からの申請に基づき、交付する。

- (1) 観光誘客に資するイベント等であること。
 - (2) 公募により参加者を募集するイベント等であること。
 - (3) イベント等への参加の仲介や宿泊及び交通の斡旋のみを行う事業ではないこと。
 - (4) イベント等の実施に際し、警察や道路管理者等の合意が必要な場合は、その合意を得て実施するイベント等であること。
- 2 補助対象者は次の要件を満たす民間事業者及びNPO法人その他の団体（以下「民間事業者等」という。）とする。
- (1) 補助事業完了後も継続してイベント等を実施する意思及び能力を有していると認められること。
 - (2) 代表者が明らかになっていること。
 - (3) 政治団体又は宗教団体ではないこと。
 - (4) 暴力団及びその関係者でないこと。
- 3 補助限度額は、別表の左欄に掲げるイベント等の参加者数に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。ただし、協会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認める場合はこの限りではない。
- 4 補助対象は、イベント等の運営に要する経費のうち、会場使用料、備品購入・リース料、保険料、消耗品費、連絡通信費、印刷製本費、広告宣伝費、食糧費、謝金、旅費および宿泊費とする。
- 5 補助金交付決定額は、第3項の補助限度額又は前項の補助対象経費の2分の1のいずれか少ない額を上限とする。

(補助金の申請)

第3条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、原則としてイベント等開始7日前までに会長に提出しなければならない。

- (1) サイクリングイベント支援事業補助金交付申請書（別表様式第1号）
 - (2) サイクリングイベント開催計画書（別記様式第2号）
 - (3) その他必要と認める書類
- 2 前項の書類の提出にあたり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕

入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請の取下げ)

第4条 前条の申請書の提出後、イベント等の中止等により申請を取下げることとなった場合は、「中止等届」(別記様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 第3条の申請の審査の結果、補助金を交付することが適当と認められたときは、会長は、交付額を決定し、補助金交付決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第6条 申請者は交付決定の通知を受けた後において、当該イベント等の内容の変更等により申請額に変更が生じた場合は、イベント等開始3日前までに変更交付申請書(別記様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第7条 会長は、変更交付申請に係るイベント等の内容が適正と認められるときは、変更交付決定通知書(別記様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第8条 会長は、申請者が次の各号いずれかに該当する場合は、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請者が申請内容のイベント等を実施しなかったとき。
- (2) 申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他補助金の交付目的を達することができないと認められる事由が生じたとき。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業の完了の日から起算して30日を経過する日までに、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) サイクリングイベント支援事業補助金実績報告書(別記様式第7号)
- (2) サイクリングイベント実績書(別記様式第8号)
- (3) 収支決算書
- (4) 事業実施状況の写真
- (5) その他会長が必要と認める書類

2 第3条第2項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額

が明らかになった場合には、これを当該補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

- 3 第3条第2項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号により速やかに報告し、会長の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（補助金の交付額の確定）

第10条 会長は、第9条の実績報告を受けたときは、実績報告書の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記様式第10号）を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第11条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 申請者は、補助金の請求をしようとするときは、請求書（別記様式第11号）を会長に提出しなければならない。

（書類の提出部数）

第12条 この要綱の規定により、会長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は別記に定めるところによる。

（その他）

第13条 この要綱に定められるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年9月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

サイクリングイベントの延べ参加者数	限度額
10人以上 29人以下	100,000円
30人以上 49人以下	200,000円
50人以上 99人以下	300,000円
100人以上 299人以下	400,000円
300人以上	500,000円